（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和二年環境省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 （施行期日） **第一条**　この省令は、令和二年十月一日から施行する。ただし、第九条の三第一号、第十条の四の二第一号、第十条の十二の二第一号及び第十条の十六の二第一号の改正規定は公布の日から、附則第四条の規定は令和二年八月二十四日から施行する。 **第三条**　法第十四条第七項又は第十四条の四第七項の許可の申請を行った者であって、従前の法第十四条第六項の許可に係る許可の有効期間（同条第八項に規定する許可の有効期間をいう。）又は法第十四条の四第六項の許可に係る許可の有効期間（同条第八項に規定する許可の有効期間をいう。）の始期が令和二年七月一日より前であるものに対するこの省令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第十条の四の二第二号の表のカの項の上欄及び第十条の十六の二第二号の表のカの項の上欄の規定の適用については、第十条の四の二第二号中「当該許可の更新の申請の日前六月間（申請者が優良産業廃棄物処分業者である場合にあつては従前の法第十四条第六項の許可を受けた日から当該申請の日までの間）」とあり、第十条の十六の二第二号中「当該許可の更新の申請の日前六月間（申請者が令第六条の十四第二号に掲げる者である場合にあつては従前の法第十四条の四第六項の許可を受けた日から当該申請の日までの間）」とあるのは、「当該許可の更新の申請の日前六月間（令和二年十二月三十一日までの間の当該許可の更新の申請を行う場合にあつては令和二年七月一日以降）」とする。 （準備行為） **第四条**　環境大臣は、施行日前においても、新規則第九条の二第四項及び第五項並びに第九条の二の二から第九条の二の八まで（これらの規定を新規則第十条の十二第二項において読み替えて準用する場合を含み、指定の取消しに係る部分を除く。）並びに第十条の四第三項及び第四項並びに同条第九項において準用する新規則第九条の二の二から第九条の二の八まで（これらの規定を新規則第十条の十六第二項において読み替えて準用する場合を含み、指定の取消しに係る部分を除く。）の規定の例により、新規則第九条の二第四項（新規則第十条の十二第二項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第十条の四第三項（新規則第十条の十六第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による指定をすることができる。この場合において、その指定を受けた者は、施行日において、新規則第九条の二第四項（新規則第十条の十二第二項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第十条の四第三項（新規則第十条の十六第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により指定を受けたものとみなす。	**附　則** （施行期日） **第一条**　この省令は、令和二年十月一日から施行する。ただし、第九条の三第一号、第十条の四の二第一号、第十条の十二の二第一号及び第十条の十六の二第一号の改正規定は、公布の日から施行する。 **第三条**　法第十四条第七項又は第十四条の四第七項の許可の申請を行った者であって、従前の法第十四条第六項の許可に係る許可の有効期間（同条第八項に規定する許可の有効期間をいう。）又は法第十四条の四第六項の許可に係る許可の有効期間（同条第八項に規定する許可の有効期間をいう。）の始期が令和二年七月一日より前であるものに対するこの省令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第十条の四の二第二号の表のカの項の上欄及び第十条の十六の二第二号の表のカの項の上欄の規定の適用については、第十条の四の二第二号中「当該許可の更新の申請の日前六月間（申請者が優良産業廃棄物処分業者である場合にあつては従前の法第十四条第六項の許可を受けた日から当該申請の日までの間）」とあり、第十条の十六の二第二号中「当該許可の更新の申請の日前六月間（申請者が令第六条の十四第二号に掲げる者である場合にあつては従前の法第十四条の四第六項の許可を受けた日から当該申請の日までの間）」とあるのは、「当該許可の更新の申請の日前六月間（令和二年十二月三十一日までの間の当該許可の申請の更新を行う場合にあつては令和二年七月一日以降）」とする。 （準備行為） **第四条**　環境大臣は、施行日前においても、新規則第九条の二第四項及び第五項（これらの規定を新規則第十条の十二第二項の規定により読み替えて準用する場合を含み、指定の取消しに係る部分を除く。）並びに第十条の四第三項及び第四項（これらの規定を新規則第十条の十六第二項の規定により読み替えて準用する場合を含み、指定の取消しに係る部分を除く。）の規定の例により、新規則第九条の二第四項（新規則第十条の十二第二項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）及び第十条の四第三項（新規則第十条の十六第二項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定による指定をすることができる。この場合において、その指定を受けた者は、施行日において、新規則第九条の二第四項（新規則第十条の十二第二項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）及び第十条の四第三項（新規則第十条の十六第二項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定により指定を受けたものとみなす。

附　則

1　この省令は、令和二年十月一日から施行する。ただし、第一条中廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の十の二第二項第四号及び第十二条の十二の十九の表の改正規定並びに第二条の規定は、公布の日から施行する。

2　この省令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令により改正される廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十条の四、第十条の十二及び第十条の十六の規定は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令によってまず改正され、次いでこの省令によって改正されるものとする。